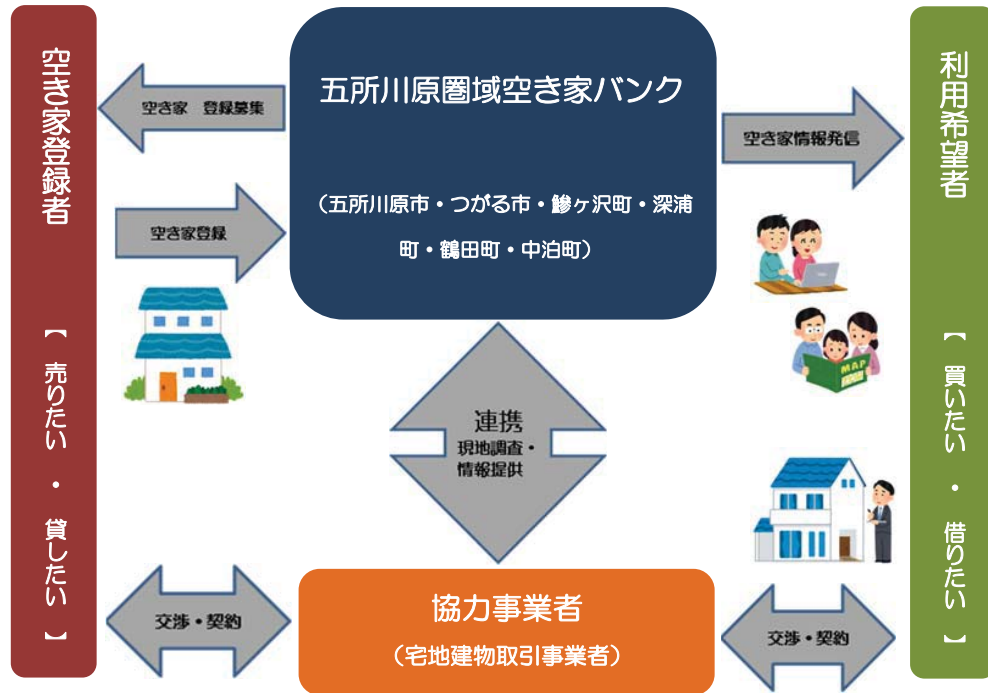



●五所川原圏域空き家バンクのイメージ



●物件の登録から契約までの主な流れ

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| ①売買・賃貸の物件登録申請  | ①空き家バンク登録申請書に必要な書類を添えて提出して下さい。 |
| ②空き家バンク登録  | ②宅建事業者による物件調査後に空き家バンクに登録します。   |
| ③物件情報公開・利用者閲覧  | ③自治体ホームページで登録した物件情報を公開します。     |
| ④交渉・契約  | ④宅建事業者の仲介のもと契約を締結します。          |

※成約時は仲介手数料が発生します。  
※自治体は物件の交渉・契約の締結には一切関与しません。

【問い合わせ先】  
深浦町総合戦略課地域政策係  
TEL 0173-74-2122



# 五所川原圏域空き家バンク

深浦町に**空き家**を所有する皆様へ  
五所川原圏域空き家バンクに  
空き家物件を**登録してみませんか！！**

「五所川原圏域空き家バンク」とは、空き家を売りたい・貸したい人（空き家登録者）の物件を、居住するために空き家を購入・賃借したい人（移住希望者など）に紹介するための仕組みです。空き家の有効活用などを図り、五所川原圏域定住自立圏（五所川原市・つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町・鶴田町・中泊町）への定住促進や空き家の流動化を図ることを目的としています。

空き家バンクの運営は圏域自治体と協力事業者（宅建事業者）が連携して行います。所有者から登録申込を受けた空き家を調査し、その情報を自治体ホームページ上に公開します。

物件の調査等は、圏域の中心市（五所川原市）と協定を結んだ宅建事業者が行います。

# 空き家バンク利用の手続

## 空き家登録者【売りたい・貸したい人】

### 【登録できる空き家の要件】

五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町に存する建築物で、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していない住宅又はこれらと同様の状態にある住宅（併用住宅を含む。）で、次の要件を満たすもの。

- (1) 登録について、所有者全員の承諾が得られていること。
  - (2) 相続が完了していること。
  - (3) 空き家バンクに登録されている期間中、当該空き家を適正に管理できる者がいること。
- ※空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項で定める「特定空家等」は登録できません。

### <登録の流れ>

#### STEP1 物件登録申込

空き家バンク登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、空き家物件が所在する圏域市町の担当課に申込みをしてください。

- (1) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）
- (2) 空き家バンク登録カード（様式第2号）
- (3) 空き家の外観および内観の写真
- (4) 空き家の登記事項がわかる書類（土地・建物全部事項証明書、公図、建物図面）
- (5) 同意書（様式第3号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### 【圏域市町の申込先】

自治体名	担当課	お問い合わせ先
五所川原市	企画課	0173-35-2111
つがる市	地域創生対策室	0173-42-2111
鱒ヶ沢町	政策推進課	0173-72-2111
深浦町	総合戦略課	0173-74-2122
鶴田町	総務課	0173-22-2111
中泊町	総合戦略課	0173-57-2111

※空き家が所在する自治体が申込先となります。

#### STEP2 空き家の調査

申請があった空き家物件について、協力事業者（宅建業者）が登録カードの記載内容の確認や現地調査を行います。

#### STEP3 空き家の登録

協力事業者の調査が終わった物件で、空き家バンクに登録することを決定した場合は、圏域市町より空き家バンク登録完了書を申請者に交付します。

#### STEP4 空き家バンクへの掲載

空き家バンクに登録した空き家情報を市ホームページで公開します。

#### STEP5 物件の見学

利用希望者から協力事業者（宅建業者）に利用したい物件の依頼があった場合は、当該事業者が立会いのもと物件を見学します。

#### STEP6 契約仲介

仲介事業者が契約の仲介を行います。

## 利用希望者【買いたい・借りたい人】

### <手続の流れ>

#### STEP1 希望する空き家の検索

空き家バンクの空き家情報一覧から希望する空き家を検索してください。

#### STEP2 物件の見学

興味のある物件があった場合は、当該物件の協力事業者（宅建業者）に直接連絡し、物件を見学します。

#### STEP3 契約仲介

仲介事業者が契約の仲介を行います。

## 協力事業者【宅地建物取引事業者】

### 【登録できる事業者の要件】

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者

### <登録等の流れ>

#### STEP1 協力事業者の登録申込

空き家バンク協力事業者登録申請書（様式第10号）に次の書類を添えて五所川原市まで申込みを行ってください。

- (1) 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）
- (2) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等の写し。個人の場合に限る。）
- (3) 宅地建物取引業法第6条に規定する宅地建物取引業の免許証の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【登録申請書等の申込先】

五所川原市財政部企画課 0173-35-2111

#### STEP2 空き家調査

空き家バンクに登録申請があった物件について、当該物件の所在する圏域市町から依頼を受けて、協力事業者が登録カードの記載内容の確認や現地調査を行います。

#### STEP3 空き家調査の報告

協力事業者は、物件の調査完了後、空き家バンク登録に係る調査結果報告書（様式第5号）に次の書類を添えて当該物件の所在する圏域市町に提出します。

- (1) 空き家バンク登録カード（様式第2号）
- (2) 仲介に係る契約書の写し（仲介契約が成立した場合に限る。）
- (3) その他（当該物件の間取り図等）

※空き家バンク登録カードは、調査結果を踏まえ加筆修正等したものを提出ください。

#### STEP4 空き家登録者と利用希望者の仲介等

協力事業者は、仲介契約を結んだ物件について、利用希望者から連絡を受けて、当該物件の見学立会い、契約の仲介等を行います。

空き家登録者と利用希望者との空き家の売買契約又は賃貸借契約の仲介が完了したときは、空き家バンク契約締結報告書（様式第11号）により当該物件の所在する圏域市町に報告してください。

※圏域市町は、交渉および契約に関与せず、取引について責任を負担しません。